

## 決 定 要 旨

被 審 人（住所） 東京都  
（氏名） A

上記被審人に対する平成25年度（判）第20号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官梶浦義嗣、審判官城處琢也、同琴岡佳美から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金591万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成26年1月9日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第14号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成25年11月8日

金融庁長官 畑中龍太郎

(別紙1)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第14号に該当

被審人は、東京証券取引所市場第二部に上場されていた株式会社ステップの株式（平成24年10月26日付で東京証券取引所市場第一部に指定）につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表記載のとおり、平成24年10月12日午後2時4分頃から同月15日午後3時頃までの間、2取引日にわたり、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所において、B証券株式会社、C証券株式会社及びD証券株式会社を介し、連続して直前の約定値より高指値で買い注文を発注して株価を引き上げたり、下値に買い注文を大量に発注したりする方法により、同株式合計17万7900株を買い付けるとともに、同株式合計2万3800株の買付けの委託を行い、もって、自己の計算において、同株式の売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものである。

(別表)

(単位：株)

違反行為期間	買付数量				委託数量			
	B証券	C証券	D証券	小計	B証券	C証券	D証券	小計
平成24年10月12日	48,000	0	0	48,000	11,300	0	0	11,300
平成24年10月15日	31,100	32,700	66,100	129,900	4,900	3,500	4,100	12,500
合計	79,100	32,700	66,100	177,900	16,200	3,500	4,100	23,800

(別紙2)

## 2 法令の適用

法第174条の2第1項、第8項、第159条第2項第1号、第176条第2項

## 3 課徴金の計算の基礎

法第174条の2第1項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、

- (1) 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

及び

- (2) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等又は買付け等の数量が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等又は売付け等の数量を超える場合、当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額から当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての法第130条に規定する最低の価格のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額を控除した額、又は当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額から当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

の合計額として算定。

別紙1の別表に掲げる事実につき

- (1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、0株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量177,900株に、法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(664円)で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量72,200株を加えた250,100株であることから、
  - ① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(0株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

0円

及び

② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量（250,100株）が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量（0株）を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格（730円）に当該超える数量250,100株（250,100株－0株）を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

（730円×250,100株）

－（664円×72,400株＋665円×500株＋666円×200株  
＋667円×300株＋668円×1,300株＋669円×1,600株  
＋670円×1,200株＋671円×600株＋672円×6,300株  
＋673円×5,500株＋675円×3,400株＋677円×500株  
＋678円×300株＋679円×700株＋680円×2,700株  
＋681円×200株＋683円×1,500株＋685円×2,100株  
＋686円×500株＋687円×1,100株＋688円×1,100株  
＋689円×600株＋690円×2,400株＋693円×200株  
＋694円×500株＋695円×1,100株＋696円×3,200株  
＋699円×100株＋700円×7,700株＋704円×700株  
＋705円×800株＋707円×100株＋709円×1,200株  
＋710円×1,500株＋711円×400株＋713円×100株  
＋715円×6,500株＋718円×2,500株＋719円×800株  
＋720円×34,600株＋721円×300株＋723円×1,000株  
＋724円×400株＋725円×3,000株＋728円×500株  
＋729円×1,600株＋730円×7,300株＋735円×1,600株  
＋738円×300株＋739円×1,200株＋740円×4,900株  
＋743円×400株＋745円×5,100株＋748円×900株  
＋749円×2,100株＋750円×17,400株＋752円×2,100株  
＋753円×500株＋754円×3,200株＋755円×11,200株  
＋758円×1,000株＋759円×1,600株＋760円×2,700株  
＋770円×1,100株＋774円×100株＋777円×100株  
＋785円×4,000株＋790円×5,500株）

= 5,912,600円

の合計額5,912,600円となる。

(2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、5,910,000円となる。